

統 計 編

調査方法及び調査対象

I. 調査方法

○資料の収集について

本書統計編、調査結果のうち、

I. 総括

II. 調査対象ごとの統計

1. 駐車場整備地区
2. 附置義務条例
3. 都市計画駐車場
4. 届出駐車場
5. 路上駐車場

及び、制度・法令編、駐車場整備に関する支援制度、II 駐車場に対する地方公共団体の支援措置については、平成26年9月に国土交通省都市局街路交通施設課が各都道府県及び政令指定都市の駐車場担当部局にその関係資料の収集を依頼し、関係各市区町村の協力を得て平成26年3月末現在をもって回収されたものを、集計・整理したものである。

また、統計編、調査結果のうち、

6. 機械式駐車装置

については、公益社団法人立体駐車場工業会提供のデータである。

II. 調査対象

1 駐車場の分類

本書における駐車場の分類は、基本的には駐車場法上の駐車場の分類によっている。なお、本書において集計の対象とした駐車場は、主として、都市計画駐車場、届出駐車場、附置義務駐車施設及び路上駐車場であり、それ以外の駐車施設（例えば、月極駐車場、住宅の車庫、小規模の路外駐車場等）は含まれていないので注意されたい。

(1) 路外駐車場

道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって、一般公共の用に供されるものをいう。

路外駐車場のうち、自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上であるものの構造及び設備は、建築基準法その他の法令がある場合にはそれらの法令の規定によるほか、駐車場法施行令に定める技術的基準によらなければならない。

① 都市計画駐車場

都市計画上必要な位置に適正な規模で永続的に確保され、またその対象とする駐車需要が広く一般公共の用に供すべき基幹的なものであり、都市計画に定められた路外駐車場をいう。都市の計画的整備及び市街地再開発を進めてゆく上で、基幹的な都市施設としてその役割は大いに期待されるものである。

平成26年3月末現在、約118千台分が整備されている。

② 届出駐車場

都市計画区域内において、自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上の路外駐車場を設置し、その利用について駐車料金を徴収するものは、国土交通省令で定めるところにより、路外駐車場の位置・規模その他の必要な事項を都道府県知事等に届け出なければならない。このような駐車場を届出駐車場という。

平成26年3月末現在、約1,661千台分が整備されている。

③ 附置義務駐車施設

地方公共団体は、駐車場整備地区内等において、一定規模以上の延床面積をもつ建築物を新築・増築するものに対して、条例でその建築物又はその建築物の敷地内に自動車の駐車のための施設を設けなければならない旨を定めることができる。

この条例に基づき整備される駐車施設を附置義務駐車施設という。

平成26年3月末現在、約2,997千台分が整備されている。

(2) 路上駐車場

駐車場整備地区内の道路の路面に一定の区画を限って設置される自動車の駐車のための施設であって、一般公共の用に供するものをいう。

路上駐車場の目的は、当該地区内にある路外駐車場によっては満たされない自動車の駐車需要に応じるため、必要な路外駐車場の整備がなされるまでの間の暫定措置として、道路の路面を使用する形で設置されるものである。従って、当該地区において都市計画において定められた路外駐車場が整備されるに応じて、逐次路上駐車場は廃止するものである。

平成26年3月末現在、約800台分が設置されている。

2 駐車場法に基づく諸制度

(1) 駐車場整備地区（駐車場法第2章）

自動車交通のふくそうする商業地域等において、駐車場の計画的整備を推進するため、都市計画に定める地域地区。平成26年3月末現在、全国130都市170地区で指定済みである。

(2) 駐車場整備計画（駐車場法第4条）

駐車場整備地区内で、市町村が策定し公表することが義務付けられている計画で、概ね10年後の駐車需給を予測し、官民の適切な役割分担のもとに総合的な駐車場対策を行うための駐車場整備のマスタープラン。平成26年3月末現在、全国76都市106地区で策定されている。

(3) 附置義務制度（駐車場法第5章）

駐車場整備地区あるいは商業地域等において、建築物の新築、増築に際し、その用途、床面積に応じ、駐車施設を附置させることを地方公共団体が条例により定めることができる。

国土交通省では、『標準駐車場条例』を通知し、地方公共団体による条例制定を促進。平成26年3月末現在、198都市で制定されている。

(4) 駐車場の届出制度（駐車場法第12条）

一般公共の用に供する駐車場で、駐車のに供する部分の面積が500㎡以上のもので料金を徴収するもの（届出駐車場）について、その管理者が、路外駐車場の位置、規模、構造、設備その他必要な事項を都道府県知事等に届け出る制度。

(5) 大臣認定制度（駐車場法施行令第15条）

一般公共の用に供する路外駐車場で、駐車のに供する部分の面積が500㎡以上の政令で予想しない特殊の装置（機械式駐車装置）を用いるものについて、国土交通大臣がその構造及び設備並びに安全機能について駐車装置の効力を認定する制度。

※ 上記認定については平成13年1月6日より、国土交通大臣からの委任を受け、地方整備局長等が認定を行っている。

(参考)

○ 駐車場整備状況 (全国)

(台数)

	平成25年度末 (A)	平成15年度末 (B)	A / B
都市計画駐車場	118,477 台	119,535 台	0.99
届出駐車場	1,661,432 台	1,333,159 台	1.25
附置義務駐車施設	2,997,363 台	2,015,404 台	1.49
路上駐車場	775 台	1,217 台	0.64
計	4,778,047 台	3,469,315 台	1.38
自動車保有台数	76,696,825 台	74,209,320 台	1.03
自動車1万台当たり駐車台数	623.0 台	467.5 台	1.33

※都市計画駐車場と届出駐車場の両方に該当する駐車場は都市計画駐車場として区分している。

附置義務駐車施設と届出駐車場の両方に該当する駐車場は附置義務駐車施設として区分している。

○ 駐車場法に基づく駐車場等の現況 (平成25年度末)

